# 別表 確認・検査等 料金表

### 【A区域 山梨 用】

# 第1-A ◆建築 確認申請·中間検査申請·完了検査申請手数料

(単位:円)

			快重中明 无 11		中間検査	中間	検査有 一括	(1回)		中間検査無・	一括	
種類	J.	床面積の	合計	確認申請	申請	完了検査 申請	割引額	合計	完了検査 申請	割引額	合計	
			100 ㎡以内	14,000	16,000	19,000		43,000	20,000		30,000	
<b>华 T 米</b>	100 m²	を超え	200 ㎡以内	21,000	24,000	27,000	△ 6,000	66,000	28,000	△ 4,000	45,000	
第Ⅱ類	200 m²	を超え	300 ㎡以内	33,000	29,000	38,000	△ 0,000	94,000	39,000	Z 4,000	68,000	
	300 m <sup>2</sup>	を超え	500 ㎡以内	40,000	34,000	42,000		110,000	44,000		80,000	
			100 ㎡以内	15,000	17,000	20,000		46,000	21,000		32,000	
<b>∽ Ⅲ 凇</b>	100 m²	を超え	200 ㎡以内	22,000	25,000	28,000	A 6 000	69,000	29,000	A 4 000	47,000	
第Ⅲ類	200 m²	を超え	300 ㎡以内	34,000	30,000	39,000	△ 6,000	97,000	40,000	△ 4,000	70,000	
	300 m²	を超え	500 ㎡以内	41,000	35,000	43,000		113,000	45,000		82,000	
			100 ㎡以内	16,000	18,000	21,000		49,000	22,000		34,000	
<b>25. 17. 14.</b> 1	100 m²	を超え	200 ㎡以内	23,000	26,000	29,000	△ 6,000	72,000	30,000	A 4000	49,000	
第Ⅳ類	200 m²	を超え	300 ㎡以内	35,000	31,000	40,000		100,000	41,000	△ 4,000	72,000	
	300 m²	を超え	500 ㎡以内	43,000	37,000	45,000		119,000	47,000		86,000	
			100 ㎡以内	25,000	26,000	28,000		73,000	29,000		50,000	
	100 m²	を超え	200 ㎡以内	37,000	35,000	39,000	A 6 000	105,000	40,000	A 4000	73,000	
	200 m²	を超え	300 ㎡以内	46,000	42,000	51,000	△ 6,000	133,000	52,000	△ 4,000	94,000	
	300 m²	を超え	500 ㎡以内	61,000	52,000	61,000		168,000	62,000		119,000	
	500 m²	を超え	700 ㎡以内	88,000	60,000	77,000		216,000	79,000		161,000	
	700 m²	を超え	1,000 ㎡以内	104,000	71,000	88,000	A 0.000	254,000	90,000	A 6 000	188,000	
<b>今</b> 5.7. 米石	1,000 m²	を超え	1,500 ㎡以内	126,000	84,000	106,000	△ 9,000	307,000	108,000	△ 6,000	228,000	
第Ⅴ類	1,500 m²	を超え	2,000 ㎡以内	145,000	96,000	115,000		347,000	117,000		256,000	
	2,000 m²	を超え	3,000 ㎡以内	175,000	114,000	131,000	A 15,000	405,000	135,000	A 10,000	300,000	
	3,000 m²	を超え	5,000 ㎡以内	224,000	142,000	159,000	Δ 15,000	510,000	164,000	Δ 10,000	378,000	
	5,000 m²	を超え	7,000 ㎡以内	263,000	165,000	184,000	△ 30,000	582,000	188,000		431,000	
	7,000 m²	を超え	10,000 ㎡以内	312,000	192,000	207,000		681,000	211,000	△ 20,000	503,000	
	10,000 m <sup>2</sup>	を超え	20,000 ㎡以内	434,000	260,000	268,000		932,000	273,000		687,000	
	20,000 meを超えるもの					別途見積による						

# 令10条 確認の特例がある建築物

I 類 消去	型式(Ⅱ類に準ずる)
Ⅱ類 消防同意不要 令10条第3号	住宅、住宅に付属する物置・車庫等に限る
Ⅲ類 消防同意不要 "	Ⅱ 類以外の建築物(50㎡以下の店舗等)
Ⅳ類 消防同意 令10条第4号	Ⅰ類~Ⅲ類以外

11 催尽桶合主纵料	原則として床面積の合計により算定する 確認の特例はⅡ類~Ⅳ類 確認特例外はⅤ類
2.延べ床面積 500㎡超える建物	特例建物が500㎡までは1つの棟とし、500㎡超える建物はV類
3.確認の特例建物の【類】が違う場合	上位の【類】の手数料とする
4.申請建物用途が混在している場合	【確認の特例】と【確認の特例外】の建築物で分けて計算する
5.本手数料の交付日以前に確認済の場合	中間、完了手数料は従前の手数料で対応する

# 【B区域 東京·神奈川·埼玉·千葉 用】

# 第1-B ◆建築 確認申請·中間検査申請·完了検査申請手数料

					中間検査	中間	検査有 一括	(1回)	中間検査無 一括		
種類		床面積0	D合計 	確認申請	申請	完了検査 申請	割引額	合計	完了検査 申請	割引額	合計
			100 ㎡以内	22,000	24,000	24,000		64,000	25,000		43,000
第Ⅱ類	100	㎡を超え	200 ㎡以内	32,000	32,000	32,000	△ 6,000	90,000	33,000	△ 4,000	61,000
<b>五</b> 1 規	200	㎡を超え	300 ㎡以内	41,000	39,000	46,000	△ 0,000	120,000	47,000	A 4,000	84,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	52,000	46,000	52,000		144,000	53,000		101,000
			100 ㎡以内	23,000	23,000	25,000		65,000	26,000		45,000
25 m *5	100	㎡を超え	200 ㎡以内	30,000	33,000	34,000	A C 000	91,000	35,000	A 4000	61,000
第Ⅲ類	200	㎡を超え	300 ㎡以内	42,000	40,000	47,000	△ 6,000	123,000	48,000	△ 4,000	86,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	53,000	47,000	53,000		147,000	54,000		103,000
			100 ㎡以内	24,000	25,000	26,000		69,000	27,000		47,000
<b>空</b> 取7 米五	100	㎡を超え	200 ㎡以内	31,000	34,000	35,000	A 0.000	94,000	36,000	A 4000	63,000
第Ⅳ類	200	㎡を超え	300 ㎡以内	43,000	41,000	48,000	△ 6,000	126,000	49,000	Δ 4,000	88,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	54,000	49,000	54,000		151,000	55,000		105,000
			100 ㎡以内	30,000	31,000	34,000		89,000	35,000		61,000
	100	㎡を超え	200 ㎡以内	44,000	42,000	47,000	A 6 000	127,000	48,000	A 4 000	88,000
	200	㎡を超え	300 ㎡以内	55,000	50,000	61,000	△ 6,000	160,000	62,000	△ 4,000	113,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	73,000	62,000	73,000		202,000	74,000		143,000
	500	㎡を超え	700 ㎡以内	106,000	72,000	92,000		261,000	95,000		195,000
	700	㎡を超え	1,000 ㎡以内	125,000	85,000	106,000	△ 9,000	307,000	108,000	△ 6,000	227,000
第Ⅴ類	1,000	㎡を超え	1,500 ㎡以内	151,000	101,000	127,000	A 9,000	370,000	130,000	A 0,000	275,000
<i>x</i> , ∧ ×	1,500	㎡を超え	2,000 ㎡以内	174,000	115,000	138,000		418,000	140,000		308,000
	2,000	㎡を超え	3,000 ㎡以内	210,000	137,000	157,000	△ 15,000	489,000	162,000	△ 10,000	362,000
	3,000	㎡を超え	5,000 ㎡以内	269,000	170,000	191,000	Δ 30,000	615,000	197,000	10,000	456,000
	5,000	㎡を超え	7,000 ㎡以内	316,000	198,000	221,000		705,000	226,000		522,000
	7,000	㎡を超え	10,000 ㎡以内	374,000	230,000	248,000		822,000	253,000	△ 20,000	607,000
	10,000	㎡を超え	20,000 ㎡以内	521,000	312,000	322,000		1,125,000	328,000		829,000
	20,000	mを超える	るもの				別途身	見積による			

# 【C区域 長野 用】

# 第1-C ◆建築 確認申請·中間検査申請·完了検査申請手数料

				_,	中間検査	中間検査有 一括(1回)			中間検査無 一括		
種類		床面積0	D合計 	確認申請	申請	完了検査 申請	割引額	合計	完了検査 申請	割引額	合計
			100 ㎡以内	18,000	19,000	23,000		54,000	24,000		38,000
第Ⅱ類	100	㎡を超え	200 ㎡以内	27,000	27,000	30,000	△ 6,000	78,000	31,000	A 4 000	54,000
<b>五□</b> 規	200	㎡を超え	300 ㎡以内	37,000	32,000	42,000	△ 0,000	105,000	43,000	△ 4,000	76,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	45,000	39,000	46,000		124,000	48,000		89,000
			100 ㎡以内	20,000	20,000	24,000		58,000	25,000		41,000
## TT 1/F	100	㎡を超え	200 ㎡以内	29,000	29,000	31,000	4 0000	83,000	32,000		57,000
第Ⅲ類	200	㎡を超え	300 ㎡以内	38,000	34,000	43,000	△ 6,000	109,000	44,000	△ 4,000	78,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	46,000	40,000	47,000		127,000	50,000		92,000
			100 ㎡以内	21,000	22,000	25,000		62,000	26,000		43,000
<b>在</b> 在	100	㎡を超え	200 ㎡以内	30,000	30,000	32,000	A 0.000	86,000	33,000	A 4000	59,000
第Ⅳ類	200	㎡を超え	300 ㎡以内	39,000	35,000	44,000	△ 6,000	112,000	45,000	△ 4,000	80,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	48,000	42,000	50,000		134,000	52,000		96,000
			100 ㎡以内	28,000	26,000	30,000		78,000	31,000		55,000
	100	㎡を超え	200 ㎡以内	41,000	38,000	42,000	A 6 000	115,000	43,000	A 4 000	80,000
	200	㎡を超え	300 ㎡以内	51,000	46,000	55,000	△ 6,000	146,000	56,000	△ 4,000	103,000
	300	㎡を超え	500 ㎡以内	67,000	57,000	67,000		185,000	67,000		130,000
	500	㎡を超え	700 ㎡以内	99,000	64,000	86,000		240,000	88,000		181,000
	700	㎡を超え	1,000 ㎡以内	116,000	75,000	99,000	△ 9,000	281,000	101,000	△ 6,000	211,000
第Ⅴ類	1,000	㎡を超え	1,500 ㎡以内	141,000	94,000	119,000	∆ 9,000	345,000	121,000	△ 0,000	256,000
为V块	1,500	㎡を超え	2,000 ㎡以内	162,000	108,000	129,000		390,000	131,000		287,000
	2,000	㎡を超え	3,000 ㎡以内	196,000	128,000	147,000	△ 15,000	456,000	151,000	Δ 10,000	337,000
	3,000	㎡を超え	5,000 ㎡以内	251,000	159,000	178,000	Δ 15,000	573,000	184,000	A 10,000	425,000
	5,000	㎡を超え	7,000 ㎡以内	295,000	185,000	206,000		656,000	207,000		482,000
	7,000	㎡を超え	10,000 ㎡以内	349,000	215,000	232,000	△ 30,000	766,000	232,000	Δ 20,000	561,000
	10,000	㎡を超え	20,000 ㎡以内	486,000	291,000	295,000		1,042,000	300,000		766,000
	20,000	mを超える	るもの				別途身	見積による			

# 確認検査手数料について

同一棟の既存建物へ増築	① 既存建物部分の40%の面積を加算し、申請面積とする			
	② 500㎡までは申請床面積とする			
】 】用途変更	③ 500㎡超える場合、申請部分の60%を床面積とする			
,	60%後に500㎡未満の場合、500㎡の手数料とする			
	④ 用途変更しない部分は、その40%の面積を加算した手数料			
	⑤ 変更に係る水平投影面積(参考:計画変更床面積算定準則第1)			
計画変更	⑥ 計画変更面積の50%を合計面積とする			
	⑦ 建物位置・高さ・採光変更はその類の100㎡以内の面積とする			
10±	⑧ 申請建物の面積とする ③と同じ対応			
移転、大規模の修繕、大規模の模様替え   	500㎡超えは(構造計算不要の場合)60%の床面積手数料			
省エネ加算 省エネを伴う完了検査	⑨ 完了手数料30%加算			
確認申請が他の機関で行われた場合	⑩ 確認検査手数料20%加算(確認審査×20%+完了検査×20%)			
計画変更、中間検査、完了検査	省エネが伴う場合30%加算(完了検査は20%+30%)			
他の機関で省エネ適合判定の完了検査	⑪ 完了検査20%加算、確認審査×20%+完了検査×(20%+30%)			
<b>小田 4</b> 本	① 3階までの延べ床面積とする			
│ 中間検査 │ │	工区が複数回になる場合:3,000円/1回 (出張費別途)			
軽微変更	⑭ 間仕切りの面積等は、水平投影面積 ⑤に準ずる			
<b>社</b> 似灸史	⑤ 5か所まで1,000円 5か所増す毎に1000円加算			
※設計及工事監理が建築士でない場合	100,000円を加算			
	床面積500㎡を超え2,000㎡まで 各申請は3,000円減額			
	床面積2,000㎡を超え5,000㎡まで 各申請は5,000円減額			
減額手数料 (⑥確認申請時に完了検査まで一括納)	ス 床面積20,000㎡を超えるもの 別途見積による			
の時	V 類で10㎡以内の棟別建物と合計面 積300㎡超える場合(防火・準防火地域 除く) 確認申請手数料5,000円減額、完了検査申請料 5,000円減額			
	例)延べ面積308㎡の建築物に別棟附 属倉庫が9㎡(308㎡-9=299㎡) 柳) 確認申請手数料-2000円-5,000円+完了検査料-2,000円-5,000円			

(単位:円)

	A 構造手	数料	B 検証法	C 天空率	D		Е	F	I 構造適判	
床面積 合計	ルート1の場合(EXJ・棟単位 等)		①階避難、②全館 避難、③区画避 難安全	(道路・隣地・ 北側単位)	耐火性能 検証法		バリアフリー 法	日影による高さの制限	ルート2・3の 設計図書と 確認申請の	
200 m <sup>2</sup>	22,000		10,000	15.000	20.00	20			00.000	
以内	既存(4,00	00)	+ 10,000(※)	13,000	20,00	JU	20.000	20.000		
200㎡を超え 500	33,000		15,000	15.000	25.000		20,000	20,000	20,000	
m以内	既存(4,00	00)	+ 10,000(※)	15,000	25,00	JU				
500㎡を超え 1,000	44,000		20,000	20.000	30.00	nn				
m <sup>®</sup> 以内	既存(5,000)		+ 10,000(※)	20,000	30,000			25,000		
1,000㎡を超え2,000	55,000		30,000		35,000		25,000		25,000	
m以内	既存(5,000)		+ 10,000(※)	25,000						
2,000㎡を超えるも	55,000		40,000	30.000	40.00	nn	30,000	30.000	30.000	
の	既存(5,00	00)	+ 10,000(※)	30,000	40,00	,,	30,000	30,000	30,000	
G 法第6条第4号建	整物に設置のEV			H 特定天井を	有する場 <sup>・</sup>	合				
設備の審査	確認	完了	一括全納の場合	当該建築物の部		(	①仕様ルート	②落	下防止	
(令第129条の3~)	20,000 32,000		48,000	床面積合計を研 48,000 査手数料×率と		確	認申請料×0.2	確認申	確認申請料×0.3	
OA構造手数料及びI構造適判は、建物をエキスパンションジョイント等により分離して構造計算している場合の面積とする。										
OA構造手数料の既	存()は、既存不適	i格の建物で	令137条の2による	計算とし( )を	·加える。	(告示	第566号)			
OBの避難検証法の	手数料は 各階ごと	の床面積の	合計とし、階毎の床	面積の合計手数	が料の合意	ナをと	する.			

OBの避難検証法の手数料は、各階ごとの床面積の合計とし、階毎の床面積の合計手数料の合計をとする。

#### 第3 ◆構造計算審査確認手数料

【ルート2の構造計算は手数料の減額をする。】(確認申請時に完了検査まで一括納入した場合に限る)

〇ルート2の計算は構造計算適合判定機関に提出してください。この手数料の一部は確認申請手数料から減額します。

なお、この特典は確認申請1件につき1件とします。(複数棟ある計算は最大面積1棟のみの減額となります。)

構造計算適合判定 面積	一括申請の場合の手数料減額
200㎡を超えるもの	50,000

〇Bの②全館避難検証法は各階避難検証の合計に**※10,000**を加えた金額の合計を手数料とする。

OBの③区画避難検証法は各階避難検証に準ずるものとする。

OC天空率は、道路・隣地・北側の個々についての算定手数料とする。

### 第4 ◆建築設備·工作物 確認申請·完了検査手数料

(単位:円)

	項目			一括	計画変更		
	確認申請	完了検査	割引	割引後額	们自义文		
	エレベーター	26,000	37,000	△ 4,000	59,000	12,000	
	エスカレーター	26,000	37,000	△ 4,000	59,000	12,000	
A 777 4 4 0 77	※ホームエレベーター	20,000	32,000	△ 4,000	48,000	10,000	
令第146条 昇降機等	小荷物専用昇降機	16,000	26,000	△ 4,000	38,000	8,000	
##₩ <del>*</del> (単位:1基)	上記以外の建築設備	建築検査料金表第1の20%(各々の設備面積の手数料を合計とする。)					
	一般住宅の用途でエレベーターは車 ホームエレベーターの扱いとするが、				る。なお、椅子式	階段昇降機は	

				確認申請	完了検査		舌申請	計画変更
	——————————————————————————————————————					割引	割引後額	- 田画友史
   ※1   工作物(1基)	第1項	①高さが15m以下のもの		21,000	31,000	△ 4,000	48,000	12,000
令第138条	第1号~第4号	②高さが15mを超えるもの		33,000	40,000	△ 4,000	69,000	15,000
※2 工作物(1基)	第1項	①高さが5m以下のもの		24,000	31,000	△ 4,000	51,000	14,000
令第138条	第5 <del>号</del>	②高さが5mを超えるもの		43,000	52,000	△ 4,000	91,000	18,000
工作物 令第138条第2項	第1号のもの 第2号のもの 第3号のもの							
工作物	第1号のもの		別途見積とする					
令第138条第3項 	第2 <del>号</del> のも	の						

<sup>-</sup>括申請の場合の手数料において、同規模の昇降機又は工作物が複数個ある場合の手数料は、第5◆の表の通りとする。

# 第5 ◆工作物等に同規模の申請が複数ある場合の手数料算定について 一括申請に限る

# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*************************************								
令第138条第 1項に規定す るもの	基本手数料	2基以上の場合の計算 基本手数料+基本手数料 * 80% * (n-1) n=基数							
昇降機等	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター				
単位:1基	【1基】	【2基】	【3基】	【4基】	【5基以上】(n=5の時)				
昇降機等	50.000	59,000+59,000 * 0.8	59,000+59,000 * 0.8 * 2	59,000 + 59,000 * 0.8 * 3	59,000+59,000 * 0.8 * 4				
単位:1基	59,000	106,200	153,400	200,600	247,800				
工作物	【1基】	【2基】	【3基】	【4基】	【5基以上】(n=5の時)				
<b>※</b> 1	48.000	48,000+48,000 * 0.8	48,000+48,000 * 0.8 * 2	48,000+48,000 * 0.8 * 3	48,000+48,000 * 0.8 * 4				
①計算式	46,000	86,400	124,800	163,200	201,600				
<b>※</b> 2	54.000	51,000+51,000 * 0.8	51,000+51,000 * 0.8 * 2	51,000+51,000 * 0.8 * 3	51,000+51,000 * 0.8 * 4				
①計算式	51,000	91,800	132,600	173,400	214,200				

<sup>※</sup>昇降機等の複数申請について、種別・用途・速度・積載荷重・最大定員・定格速度が同規模・同程度(10%前後)のものとする。

第6 ◆仮使用申請手数料 (単位:円)

<del>70 ▼ K K //.</del>	1 T RH 1 3A 1 T		(十世:11)
	法第7条の6	第1項第2号の	規定に基づく仮使用の認定審査手数料
	面積	手数料	※ 区域による出張手数料は第7◆の表による。
	300㎡以内	40,000	※ 仮使用を延長する認定申請の手数料は1/2とする。
	300㎡を超え 500㎡以内	50,000	※ 直前の確認済又は中間検査合格証が他機関の場合は20%加算する。
	500㎡を超え 1,000㎡以内	70,000	
仮使用	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	100,000	
部分	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	160,000	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	220,000	
	10,000㎡を超え 15,000㎡以内	270,000	
	15,000㎡を超え 20,000㎡以内	300,000	
	20,000㎡を超えるもの	別途見積とす	

第7 ◆検査出張料 (単位:円)

701	77 <b>▼ (K E LI M</b> A T										
			申請地		検査出張料(税込)	交通費					
Α	区域	山梨県				-					
	1	北杜市				2,200					
	2	身延町・鳴沢村				3,300					
	3	西桂町·早川町·	富士吉田市·富	士河口湖町	•忍野村	4,400	一申請地が左記の区域の内・外にかかわ				
	④ 大月市·丹波山村·山中湖村·南部町·					─」らず道路・交通の便等により、別途協議 ──の上料金を定める。					
	⑤ 上野原市·道志村·小菅村				6,600		100工杯並を足める。				
В	区域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	※第7検査出張料					
С	区域	長野県				B·C区域別途					
都市計画区域外(知事の指定する区域は除く)は割増手数料として1,100円を加える。											
坐	定例	甲府都市計画区域⇒0 身延町都市計画区域:				⇒3,300	一道志村⇒6,600+1,100=7,700				
<del>J</del>	ᄹᄹᄳ	甲府都市計画区域外⇒1,100 身延町都市計画区域外			丁都市計画区域。	外⇒3,300+1,100=4,400	1 追心们→0,000 〒1,100 — 7,700				
SZILC	ソル語別は「記の反ハニトス」とは「複数の連続の中語動脈系にての根本(押もは、以中)で検索口は系目はの根本に記句」と続張は「甲・中語										

※出張料は上記の区分による。ただし複数の建物の申請敷地が近くの場合(概ね1km以内)で検査日時が同時の場合に設定した物件は同一申請者に限り建築物等の検査を優先し、2件目の物件は50%の出張料とすることができる。

# 第8 ◆各種届事務手数料

① 500円	〇工事施行者届、〇建築主の変更届、〇監理者届、〇浄化槽変更届、〇軽微変更届(②を除く)等の届け。 (各届出を一届とする)
② 1,000円~	〇軽微変更届:変更箇所が複数の場合は、5ヶ所ごとに1,000円とする。

# 第1 ◆~第8 ◆ 共通

- ○計画変更に各種変更がある場合は「第8◆各種届事務手数料」を加えた額とする。又は個々に算出する。
- ○上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による。

						(机起)
出張料			B 区域	埼玉県		
11,000	皆野町(秩父郡)	小鹿野町(秩父郡)	横瀬町(秩父郡)	秩父市		
12,100	長瀞町(秩父郡)					
14,300	本庄市					
15,400	入間市					
17,600	狭山市	飯能市	日高市	所沢市		
18,700	毛呂山町(入間郡)	川島町(比企郡)	坂戸市	和光市	鶴ヶ島市	朝霞市
18,700	越生町(入間郡)					
19,800	鳩山町(比企郡)	北本市	鴻巣市	北本市	川越市	
	吉見町(比企郡)	さいたま市緑区	ふじみ野市	蕨市	東松山市	富士見市
20,900	伊奈町(北足立郡)	さいたま市西区	川口市	桶川市	戸田市	鳩ヶ谷市
	ときがわ町(比企郡)	滑川町(比企郡)				
	さいたま市浦和区	東秩父村(秩父郡)	八潮市	草加市	三郷市	新座市
22,000	さいたま市南区	さいたま市中央区	熊谷市	上尾市	三芳町(入間郡)	
	嵐山町(比企郡)	さいたま市大宮区	小川町(比企郡)	さいたま市見沼区		
23.100	さいたま市北区	さいたま市桜区	白岡町(南埼玉郡)	行田市	吉川市	久喜市
23,100	寄居町(大里郡)	松伏町(北葛飾郡)	鷲宮町(北葛飾郡)	羽生市	蓮田市	
24 200	美里町(児玉郡)	さいたま市岩槻区	加須市	深谷市	越谷市	春日部市
24,200	宮代町(南埼玉郡)	幸手市				
25,300	上里町(児玉郡)	神川町(児玉郡)	杉戸町(北葛飾郡)			

出張料	B 区域 千葉県						
23,100	市川市	浦安市					
24,200	船橋市						
25,300	千葉市花見川区	千葉市美浜区	習志野市	流山市	鎌ヶ谷市		
26,400	千葉市稲毛区	千葉市中央区	松戸市	白井市	野田市	柏市	
20,400	千葉市若葉区						
27,500	八千代市	我孫子市	四街道市	千葉市緑区			
28,600	酒々井町(印旛郡)	佐倉市	印西市				
29,700	大網白里町(山武郡)	八街市	東金市	成田市	富里市		
30,800	九十九里町(山武郡)	芝山町(山武郡)	山武市				
31,900	栄町(印旛郡)	多古町(香取郡)	横芝光町(山武郡)	袖ヶ浦市	木更津市		
33,000	神崎町(香取郡)	白子町(長生郡)	香取市				
34,100	君津市	匝瑳市					
35,200	東庄町(香取郡)	富津市	旭市				
36,300	長南町(長生郡)	大多喜町(夷隅郡)	市原市				
37,400	睦沢町(長生郡)	睦沢町(長生郡)	長柄町(長生郡)	茂原市			
38,500	鋸南町(安房郡)	一宮町(長生郡)	鴨川市	銚子市	いすみ市		
39,600	長生村(長生郡)	御宿町(夷隅郡)	南房総市	勝浦市			
40,700	館山市						

出張料	B 区域 東京都						
11,000	奥多摩町(西多摩郡)						
12,100	檜原村(西多摩郡)						
13,200	日の出町(西多摩郡)	あきる野市	昭島市	八王子市			
14,300	青梅市	福生市	羽村市				
15,400	瑞穂町(西多摩郡)	武蔵村山市	町田市				
16,500	日野市	国立市	府中市	調布市	多摩市	稲城市	
10,500	国分寺市	立川市	東大和市				
17,600	小金井市	三鷹市	狛江市	杉並区	武蔵野市	小平市	
17,000	清瀬市	東村山市	西東京市				
18,700	東久留米市						
20,900	世田谷区	新宿区	渋谷区	中野区	目黒区		
22,000	練馬区	豊島区	千代田区	港区	板橋区	文京区	
22,000	中央区	北区	品川区	墨田区	江東区	台東区	
23,100	荒川区	江戸川区	足立区	大田区	葛飾区		

出張料	B 区域 神奈川県							
12,100	大井町(足柄上郡)	箱根町(足柄下郡)						
14,300	愛川町(愛甲郡)							
15,400	相模原市	海老名市	秦野市					
16.500	座間市	山北町(足柄上郡)	厚木市	大和市	開成町(足柄上郡)	松田町(足柄上郡)		
16,500	綾瀬市	伊勢原市	寒川町(高座郡)	南足柄市				
17,600	川崎市多摩区	川崎市麻生区	平塚市	横浜市泉区	茅ヶ崎市			
10.700	川崎市高津区	二宮町(中郡)	大磯町(中郡)	中井町(足柄上郡)	横浜市旭区	横浜市瀬谷区		
18,700	横浜市緑区	藤沢市	川崎市中原区					
10.000	横浜市保土ヶ谷区	横浜市青葉区	川崎市宮前区	横浜市都筑区	鎌倉市			
19,800	横浜市戸塚区	横浜市栄区	横浜市西区					
20,900	横浜市港北区	小田原市	横浜市神奈川区	横浜市港南区	横浜市磯子区			
22,000	真鶴町(足柄下郡)	横浜市金沢区						
22 100	横浜市南区	湯河原町(足柄下郡)	逗子市	葉山町(三浦郡)	川崎市川崎区	横浜市中区		
23,100	横須賀市	川崎市幸区						
24,200	横浜市鶴見区							
25,300	三浦市							

出張料			C 区域	長野県		
7,700	富士見町	原村	川上村			
8,800	南相木村	小海町	北相木村	佐久穂町		
9,900	茅野市	諏訪市				
11,000	岡谷市	佐久市	小諸市	御代田町		
12,100	下諏訪町	塩尻市	軽井沢町			
13,200	辰野町	箕輪町	朝日村	東御市	南牧村	
14,300	山形村	南箕輪村	伊那市	松本市		
15,400	木祖村	宮田村	安曇野市	長和町	上田市	
10 500	駒ヶ根市	立科町	木曽町	池田町	松川村	生坂村
16,500	筑北村	飯島町				
17,600	上松町	中川村	大町市	松川町	麻績村	
18,700	高森町	豊丘村	喬木村	王滝村	大桑村	
19,800	青木村	大鹿村	飯田市	白馬村	小川村	南木曽町
20,900	千曲市	阿智村	下條村	小谷村		
22,000	泰阜村	長野市	阿南町	坂城町		
23,100	平谷村	須坂市	小布施町	根羽村	高山村	
24,200	天龍村	売木村	中野市	飯綱町		
25,300	山ノ内町	飯山市	木島平村			
26,400	信濃町	野沢温泉村				
28,600	栄村 出張料を其木とする (日)		  対応できた11提合け 別	1冷計算士7		

<sup>※</sup>上記の出張料を基本とする。但し、通常の交通手段で対応できない場合は、別途計算する。

参考 平成11年5月1日建設省住指発第201号·建設省住街発第48号

育1 建築基準法施行令第10条第2項第二号又は第四号に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は次のとおりと する。

次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

- 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更申請に 係る建築物の建築面積
- 二 建築面積の変更 変更される建築面積
- 三 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
- 四 床の変更 変更される部分の床面積
- 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
- 六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の 床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同 じ。)
- 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
- 八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
- 九 開口部の変更 変更される開口部の面積
- 十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じ て算出された面積
- 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
- 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。
- 十三 建築設備(建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更 にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合 を乗じた面積
- 2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあっては、30平方メートル 以下であるものとして取り扱うものとする。
- ☆ 四の床面積 ; 棟が違う場合 ⇒・・・別棟の場合は新たに申請する場合として手数料を算出するものとする。